

「和歌山県宿泊事業者事業継続支援補助金」の 申請受付を開始します。

和歌山県では旅行者が安心して旅行を楽しめる環境の整備を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内宿泊事業者が実施する、新たな需要を創造する事業や安全・安心を確保するための事業に係る経費の一部について、補助する制度を開始します。

・補助対象者：下記の(1)～(3)のいずれも満たす者

- (1)旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けて旅館業を営んでいる者であること。
- (2)令和3年1月から同年6月までの各月のうちいずれか3月の売上高の合計額が、平成31年1月から令和元年6月までのそれぞれ同じ月の売上高の合計額と比べて10%以上減少した者であること。
- (3)和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度に関する要綱第4の規定による認証を受けている者であること。

・補助対象事業：

令和2年5月14日以降に着手し、令和3年12月31日までに完了するもので、下記

(1)または(2)のいずれかに該当し、事業規模が30万円以上の事業

(1)新たな需要を創造するための取組を行う事業

→ワーケーション、バリアフリー化のための施設改修 等

(例)ワークスペースの改修工事、WEB会議システムの導入、Wi-Fi環境の整備、スロープ・手摺りの設置、開き戸から引き戸への改修、音声・点字による案内の設置

(2)安全・安心を確保するための取組を行う事業

→新型コロナウイルス等抗菌・抗ウイルスのための施設改修 等

(例)トイレの自動洗浄化、手洗いの自動水栓化、自動精算機導入、赤外線サーモグラフィーの設置、消毒液スタンド、パーティションの購入、その他感染症対策に要する費用

※ただし、その取得価額が10万円未満の物品の購入については、補助事業期間を令和3年4月1日から令和3年12月31日とする。

・補助率：

4分の3以内(※2分の1以内) ※令和2年5月14日～令和3年3月31日までに着手した事業に係る補助率

・補助対象経費上限額及び補助上限額：

客室数	補助対象経費上限額	補助上限額
100室以上	1,000万円	750万円(500万円)
50室以上99室以下	800万円	600万円(400万円)
49室以下	600万円	450万円(300万円)

※()内の数字は令和2年5月14日～令和3年3月31日までに着手した事業に係る補助上限額

・申請書等受付期間： ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

令和3年7月7日(水)～令和3年8月31日(火)

申請先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県観光振興課 宛

・その他：

事業の詳細及び申請書様式等は、観光振興課HP内、「和歌山県宿泊事業者事業継続支援補助金について」をご参照ください。

担当者	観光振興課 大谷・中村
連絡先	073-441-2424